

## 令和7年度事業計画書及び収支予算書

### 令和7年度事業計画書

#### はじめに

当協会は、平成5年に任意団体として創設、翌6年に公益法人化、25年には公益法人改革に伴い一般社団法人となった。この間、地球環境問題に対する内外の関心は益々高まり、その解決に向けて様々な国際的枠組みが形成されてきた。また、その取り組みも地球温暖化防止や海洋環境、生物多様性の保全など多岐にわたって広がり、それらの議論は野生生物を巡る問題にも影響を与えている。しかしながら、野生生物資源の持続可能な利用に関する議論が環境問題として取上げられる際には、クジラやサメに代表されるように、相変わらず科学的事実に基づかない主張や政治的な駆け引きの道具に利用される傾向が強い。さらに、新型コロナウイルス蔓延を受け、食料としての野生生物の利用に否定的な意見も散見される状況にある。このため、科学的な根拠に基づく自然資源の保全と持続可能な利用を理念に掲げる当協会の活動に寄せる会員、関係者の期待は大きい。当協会は、各種国際会議への参加等を通じて海外での認知は進んでいるところであり、これまで築き上げてきた実績を最大限活用して、持続的利用の原則を推進していくこととする。また、コロナ禍で停滞していた対面による国際会議も通常ベースに戻り議論が活発になってきていることから、今後さらに、国内外において様々なグループとの連携を強化していくとともに、同時に広く会員の拡大を図る必要がある。このような認識の下、具体的事業として次の活動を行う。

#### I. 広報普及活動

##### (1) 講演会・会議等の開催

令和7年度は、ワシントン条約（CITES）関連会合として、11月から12月にかけて第20回締約国会議がウズベキスタン・サマルカンドで予定されており、引き続き、サメ類、ウナギ、ウミガメ等を始めとする水棲生物を含む幅広い問題が議論されることとなっている。

以上の状況を踏まえ、当協会の具体的な活動として、

- ① 令和7年度中に予定されるCITES第20回締約国会議に出席し、関係団体と協力して各締約国政府や巨大な環境団体の動向についての情報を的確に収集し、会議結果を踏まえた今後の対応についての意見交換等を通じて、会員団体や関係者との連携を強化する。

- ② これらの活動を通じて得られた情報を踏まえ、生物資源の持続可能な利用を推進する講演会や意見交換会を必要に応じて国内各地で開催する。また、生産流通業界等や消費者に対しても、持続可能な利用が危惧されるような自然資源等について、これらの情報の早期伝達、資源の動向についての正しい情報提供を行う。

## (2) 会報等の発行

会報としてニュースレターを発行する。これは、当協会の活動状況や内外の環境関係の最新情報を、適宜ニュースレターの形でまとめたもので、会員や関係者に配付する。今年度は3回程度の発行を予定する。

また、GGTウェブサイト(<http://www.ggt.or.jp>)を通じて、最新の情報を会員に対してお知らせするとともに、不特定多数の一般大衆に対しても、当協会の考え方を広く周知していく。

## (3) パンフレット、資料等の作成配付

国内外における議論を踏まえ、必要に応じて、自然資源の保護と持続可能な利用に関する普及宣伝用パンフレット、自然資源の管理、持続的利用の重要性を分かりやすく解説した資料等を作成する。また、環境問題を取り扱った諸外国の報道、情報等の収集を行う。

## II. 資源情報調査活動

### (1) 委託事業、補助事業の実施

- ① 令和7年度は、前年度に引き続き、国の委託事業として豊かな漁場環境推進事業のうち国際的な海洋生態系保全対策のための持続的利用確保調査に取り組む。本事業の内容は次の通りである。
- ・海洋保護区等の適切な設定や管理の充実などの生態系に配慮した漁業管理等の取組について、30by30を達成するための調査・分析及び海洋保護区等に関する漁業者への普及・啓発を行う。
  - ・我が国の水産業にとって重要なウナギやナマコ、サメ等に関し、CITES、生物多様性条約(CBD)や国際自然保護連合(IUCN)等の環境関連条約・国際機関における議論の動向や他国の提案等の背景・妥当性等について詳細に調査・分析し、我が国の考え方を発信する。
  - ・上記で得られた情報、分析結果等に加え、CITES等国際機関での決定を踏まえた国内管理措置等の検討・普及を行う。
- ② 国の補助事業である国際資源の管理体制構築促進事業のうち国際漁業戦略的連携促進事業に継続して取り組む。

本事業は、米国、EUなどの主要国のIUU漁業対策を含む漁業政策、主要国が各地域漁業管理機関(RFMO)において或いは関係国に対して実施しようとする措置の動向、それらに影響を及ぼす国際NGOや漁業団体の動向などについて把握するための情報収集・分析、及び漁業関係者への情報提供を行うものである。また、国際会議などにおける各国漁業者やNGO等への働きかけ及び情報発信についても併せて取り組む。

③ 民間からの受託事業として下記事業を実施する。

- ・ 水産資源の持続的利用に係る広報事業
- ・ 宝石珊瑚に関するワシントン条約対策事業
- ・ 象牙原材料確保調査事業

(2) 情報の収集

自然資源の保護と利用に関する国際的な最新の動き、関連NGOの活動内容等を関係者に提供するために、日常的な情報収集に加え、国内の関係団体と協力しながら、積極的に情報交換を行う。また、国際場裡において当協会と目的を同じくする海外のNGOや個人と連携して、最新情報の収集に努める。そうした情報のうち、とくに重要なものについては、翻訳するなどして関係者に配布する。

令和7年度の国の補助事業を活用して海外コンサルタント等と契約し、米国を中心とする国際漁業に関する情報収集に加え、東アジアの動向についても情報収集を行う

Ⅲ. 国際会議等への参加および海外交流活動

(1) 国際会議等への参加

今年度開催される各種国際環境関係会議に当協会役職員等を必要に応じて派遣し、また環境に関する多国間会議にもオブザーバー又はアドバイザーとして参加する。具体的に想定する国際会議は次の通り。

- ・ ウナギに関する科学者会合・

ウナギに係る非公式会合 5月～7月、日本・東京又は地方

- ・ CITES 第20回締約国会議 11月～12月、ウズベキスタン・サマルカンド

(2) 海外NGOとの協力

自然資源の持続可能な利用を推進していくためには、諸外国との関係強化を図る必要がある。特に、自然資源への依存度が高い途上国での持続可能な利用

の推進、自然環境保護などの活動に積極的に協力する。また、人的交流の促進を含め、コミュニケーションの拡大を図る。

具体的には、自然資源の保全と持続可能な利用に取り組んでいる海外のNGOの代表が来日する機会を捉え意見交換を行う。また、立場を同じくする海外のNGOとの協力関係を強化するとともに、双方の事業活動の調整を行う。特に、IWMC（スイス・カナダ）、EBCD（ベルギー）を始めとする利用派NGOや海外コンサルタントとの連携を強化する。

#### IV. 会員募集活動

より多くの会員を獲得するため、当協会の目的や活動内容について多くの人達に理解されるよう、内外のあらゆる活動を通じた不断の努力を継続する。

## 収 支 予 算 書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

一般社団法人 自然資源保全協会  
(単位：円)

科 目	当 年 度 ①	前 年 度 ②	増 減 ① - ②
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費 収入	8,550,000	18,550,000	▲ 10,000,000
(一般会費)	8,200,000	7,900,000	300,000
法人会費	7,500,000	7,200,000	300,000
個人会費	700,000	700,000	0
(賛助会費)	350,000	10,650,000	▲ 10,300,000
賛助特別会費	0	10,000,000	▲ 10,000,000
賛助法人会費	250,000	250,000	0
賛助個人会費	100,000	400,000	▲ 300,000
②事業 収入	33,402,000	23,402,000	10,000,000
海洋生態系保全持続的利用確保調査事業	15,902,000	15,902,000	0
IWMC(国際野生生物管理連盟)情報調査事業	500,000	500,000	0
象牙原材料確保調査事業	3,000,000	3,000,000	0
宝石珊瑚ワシントン条約対策事業	4,000,000	4,000,000	0
水産資源持続的利用広報事業	10,000,000	0	10,000,000
③補助金等 収入	10,000,000	20,010,000	▲ 10,010,000
国際漁業戦略的連携促進事業	10,000,000	20,010,000	▲ 10,010,000
経常収益・計	51,952,000	61,962,000	▲ 10,010,000
(2) 経常費用			
(事業費)	43,542,000	43,686,000	▲ 144,000
①役員報酬	5,000,000	1,500,000	3,500,000
②職員給与	9,559,000	6,059,000	3,500,000
③退職給付費用	1,096,000	596,000	500,000
④法定福利費	1,402,000	802,000	600,000
⑤旅費交通費	5,846,000	4,210,000	1,636,000
⑥会議費	803,000	673,000	130,000
⑦印刷製本費	1,078,000	478,000	600,000
⑧書籍購入費	50,000	50,000	0
⑨通信運搬費	116,000	126,000	▲ 10,000
⑩租税公課	2,440,000	1,740,000	700,000
⑪管理費	180,000	50,000	130,000
⑫調査費	15,972,000	27,402,000	▲ 11,430,000

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
	①	②	① - ②
(管 理 費)	10,496,000	20,246,000	▲ 9,750,000
①役員報酬	1,000,000	4,500,000	▲ 3,500,000
②職員給与	996,000	4,496,000	▲ 3,500,000
③退職給付費用	302,000	1,252,000	▲ 950,000
④法定福利費	798,000	1,398,000	▲ 600,000
⑤福利厚生費	300,000	300,000	0
⑥交 際 費	30,000	30,000	0
⑦会 議 費	80,000	80,000	0
⑧旅費交通費	200,000	800,000	▲ 600,000
⑨通信運搬費	150,000	250,000	▲ 100,000
⑩消耗品費	200,000	200,000	0
⑪水道光熱費	200,000	200,000	0
⑫新聞図書費	200,000	200,000	0
⑬広報活動費	30,000	30,000	0
⑭諸 会 費	630,000	630,000	0
⑮支払手数料	900,000	900,000	0
⑯事務所家賃	4,120,000	3,920,000	200,000
⑰租税公課	300,000	1,000,000	▲ 700,000
⑱減価償却費	30,000	30,000	0
⑲雑 費	30,000	30,000	0
経常費用・計	54,038,000	63,932,000	▲ 9,894,000
当期・経常増減額	▲ 2,086,000	▲ 1,970,000	▲ 116,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外 収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外 費用計	0	0	0
当期・経常外 増減額	0	0	0
当期・一般正味財産 増減額	▲ 2,086,000	▲ 1,970,000	▲ 116,000

(注) 借入金・限度額…200,000円